

平成28年7月13日
国立研究開発法人理化学研究所
播磨事業所
契約担当役
研究支援部長 星野 聰
(公印省略)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 工事内容

- (1) 工事名 SACL A 実験研究棟スクラバー設置工事
(2) 工事場所 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号
(3) 工事概要 本工事は、理化学研究所（播磨地区）のSACL A 実験研究棟にスクラバーの設置等を行う機械設備改修工事である。

<工事内容>

・スクラバー設置工事	一式	・給水配管工事	一式
・配水配管工事	一式	・ダクト工事	一式
・自動制御工事	一式	・基礎工事	一式
・電気工事	一式	注) 放射線管理区域内での工事を含む	

- (4) 工期 契約締結日より平成29年2月28日

但し、現地工事はSACL A 運転停止期間内（平成28年12月20日～平成29年1月26日）で他工事と調整して行うこと。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規程に該当しない者であること。
(2) 国立研究開発法人理化学研究所又は文部科学省において、平成28年度における「管工事」の競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国立研究開発法人理化学研究所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）競争参加資格の認定が「管工事」のA、B又はC等級であること。
(3) 平成13年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
① 官公庁施設における機械設備工事（新設又は改修）。
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）上の「管工事業」につき、許可を有して営業年数が3年以上であること。
(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者等を当該工事に配置できる者であること。
① 建設業法第7条第2号イロ又はハのいづれかに該当する者。
② 平成13年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(3)①と同種の工事を施工した経験を有する者。
(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から入札の時までの期間に、近畿地区において国立研究開発法人理化学研究所の工事請負契約に係る指名停止等を受けていないこと。
(7) 競争参加資格を有していない者の参加

上記(2)に掲げる競争参加資格を有してない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、平成28年8月1日17時00分までに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、平成28年8月8日の確認通知日までに資格認定を受けていなければならない。

3. 申請手続等

当所は、競争参加希望の者に対し、競争参加資格を確認するため、競争参加希望者から申請書及び資料の提出を求める。

(1) 申請関係配布資料の交付期間

交付期間 平成28年7月13日から平成28年8月1日

理研ホームページ「調達情報」を参照のこと。<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/>

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出書類 申請書（競争参加資格確認申請書）、及び資料（技術確認資料）

提出期限 平成28年8月1日 17時00分まで

場 所 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号

国立研究開発法人理化学研究所 播磨事業所 研究支援部 契約課

[担当：高山（電話0791-58-0063）]

方 法 持参

(3) 確認通知

申請書及び資料の提出者に対し、競争参加資格を確認し、文書により通知する。競争参加資格が確認されなかった者に対してもその旨を同様に通知する。

通知日 平成28年8月8日（予定）

4. 落札者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

日 時 平成28年8月31日 11時00分

場 所 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号

国立研究開発法人理化学研究所 播磨事業所 中央管理棟

(2) 落札者の決定方法

当所が定める予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者がいないときは、必要に応じて再度入札を繰り返し行うことがある）。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。また、入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

5. その他

(1) 入札に関する詳細は入札説明書による。

(2) 係る情報の公表：当所と一定の関係を有する者と契約する場合には、当所からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとする。詳細については、以下を参照のこと。

URL : <http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/info/detail/id/000004431>

以 上